

副 議 長 日程第4「議案第22号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第22号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年6月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第22号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条文の整備等を図るものでございます。一部改正の内容でございますが、大きく3つございます。1つ目は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例に関するものでございます。三輪車以上の自家用乗用車の軽自動車につきまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合に限り、税率を1%軽減するものでございます。2つ目は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関するものでございます。新規登録される軽自動車で燃費性能等一定の基準を満たす軽自動車は、取得した翌年度に限り、軽自動車税種別割が軽減されるグリーンカー特例の適用につきまして、現行の特例措置の内容はそのまま適用期限を令和3年度まで2年間延長するものでございます。3つ目がですね、地方税法の改正に伴う上位法による引用条項等の整理を行うものでございます。

それではですね、議案を3枚おめくりください。4枚目のですね、参考資料をごらんください。新旧対照表でございます。右がですね、現行、左が改正案でございます。まず初めに、1ページの左側の改正ですが、改正案のほうをごらんください。附則第11項及び第12項につきまして、こちら耐震基準の適合住宅に関する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する改正でございますが、こちらは上位法による引用条項を整理したものでございます。

続きまして、恐れ入ります、2ページ目をごらんくださいませ。やはり、左

の改正案でございますが、第13項からですね、3ページの上、第15項ですね、までがですね、こちら固定資産税の課税標準の特例に関する改正でございます。こちらですね、上位法による引用条項を整理したものでございます。

次にですね、3ページ目をごらんください。左改正案、附則第21項でございます。こちらはですね、環境性能割の税率の特例に関する規定でございます。軽自動車についての税率の特例を新たに追加するものでございます。

続きまして、その下、第22項をごらんください。こちらは、種別割の税率の特例でございます。附則第22項では、こちら上位法による引用条項を整理したものでございます。

続きまして、その下の第23項と、次の4ページ目のですね、第24項、第25項までは、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定でございます。現行の特例措置の適用期限を令和3年度まで2年間の延長を新たにします。

5ページ目の改正案、削るといふところなんです、こちら第25項から第27項までは、適用期限が過ぎるため削除するものでございます。

恐れ入ります、最後にですね、議案本文のですね、3ページをごらんください。附則のところ、施行期日のところですね、施行期日のところでございます。第1項、施行期日でございます。耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する改正は公布の日から施行するものでございます。附則第21項から第27項までは、令和元年10月1日から施行するものでございます。第2項の軽自動車税に関する経過措置と第3項につきましては、経過措置としまして、それぞれ適用となる期日とそれぞれ、それ以前の取り扱いを定めておるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第22号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。